

XV 障害等のある入学志願者の事前相談

学校教育法施行令第22条の3に定める障害等（次表参照）のある志願者又は発達障害のある志願者で、その障害等の程度に応じ、受験上及び修学上の特別な配慮を必要とする者は、事前に本学と相談してください。

なお、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している場合も事前相談が必要です。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

1 相談の期間

原則として、各選抜区分の出願期間開始日の14日前までとします。

2 事前相談の方法

必要書類をご提出いただく前に、まずは、メール又は電話により学生部入試課へご連絡ください。内容をお伺いしたうえで、必要書類等をご案内いたします。

3 必要書類及び提出方法等

事前相談書及び医師の診断書等を学生部入試課へご提出ください。様式などの詳細は本学ホームページの「障害等のある入学志願者の事前相談について」を参照してください。

(URL) <https://www.kagoshima-u.ac.jp/exam/jizensoudan.html>

4 事前相談における留意事項

- (1) 相談の内容によっては、本学での試験実施までに対応が間に合わず、特別な配慮が講じられない場合がありますので、できるだけ早い時期にご相談ください。
- (2) 事前相談は、出願を予定している全ての選抜区分について行う必要があります。
- (3) 事前相談のための必要書類は、出願書類等に同封せずに別途送付してください。

5 事前相談に関する連絡先及び書類送付先

〒890-8580 鹿児島市郡元一丁目21-24 鹿児島大学学生部入試課入試実施係

E-mail : nyushi@kuas.kagoshima-u.ac.jp TEL : 099-285-7355

(電話による連絡は土曜日・日曜日・祝日・大学が指定する休日を除きます。)